

1 第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価案

(1) 講じた主な施策

- 犯罪被害者等給付金制度の充実
- 全都道府県に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置
- 性犯罪被害相談電話全国共通番号（#8103（ハートさん））の導入
- 全地方公共団体に総合的対応窓口の設置

(2) 総括

- 関係府省庁が横断的かつ総合的な施策を展開し、着実に施策の推進が図られ、一定の成果をあげたものと評価
- 犯罪被害者等への中長期的な支援、性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援等について検討していく必要

2 第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子案

(1) 計画期間

令和3年4月1日から令和7年度末までの5か年

(2) 主な施策

- 地方公共団体における犯罪被害者等支援
- 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援
- 犯罪被害者等の視点を踏まえた加害者処遇の充実
- 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

(3) 今後のスケジュール

○ 10月下旬

犯罪被害者等施策推進会議において、第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価及び第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子を決定

○ 11月頃

第4次犯罪被害者等基本計画案・骨子に対する意見公募

○ 令和3年3月頃

犯罪被害者等施策推進会議において、第4次犯罪被害者等基本計画案を決定後、同計画を閣議決定

1 経緯

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における押印規制の抜本的な見直しが掲げられ、法令の改正等を行うことが求められるなど、政府全体で押印廃止の取組を行うことが求められている。

2 押印が求められている手続

- 内閣府が抽出した行政手続のうち、警察庁が関係する手続では、
 - ・ 道路使用許可の申請
 - ・ 自動車の保管場所証明（いわゆる車庫証明）の申請
 - ・ 古物商等、質屋営業の許可申請
 - ・ 猟銃又は空気銃の所持許可の申請
 - ・ 警備業の認定申請

など、315手続（うち年間1万件以上の手続は36手続）で申請者等に押印を求めている。

- このほか、警察庁の内部手続において、
 - ・ 欠勤届
 - ・ 各種手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当）に関する届出
 - ・ 旅費請求関係の各種申立書などで職員に押印を求めている。

3 これまでの対応状況

- 上記行政手続については、内閣府（規制改革推進室）に対し、「廃止した/廃止の方針を決定した」「廃止の方向で検討中」と回答済み。
- 上記内部手続については、内閣官房（行政改革推進本部事務局）に対し、「押印を廃止できない手続はない」と回答済み。

4 今後の予定

警察庁の行政手続については、年内に、内閣府令、国家公安委員会規則等を改正し、必要な様式の変更等を行う。

内部手続についても、押印の廃止に向けた具体的な検討を速やかに進める。

公安委員会	令和3年度採用候補者(国家公務員採用	令和2年10月22日
説明資料No. 3	総合職・一般職試験合格者)の内定について	人事課

令和3年度における国家公務員採用総合職試験合格者及び国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)合格者からの採用候補者の内定状況は以下のとおり。

1 総合職

29名 (うち女性10名・34.5%)

(1) 警察官

16名 (うち女性4名・25%)

(2) 情報通信職員

8名 (うち女性5名・62.5%)

(3) 科学警察研究所職員

5名 (うち女性1名・20%)

2 一般職大卒程度(警察官)

8名 (うち女性2名・25%)

3 参考

(1) 2020年度国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)

申込者数: 14,965名 (うち女性5,861名)

最終合格者数: 1,216名 (うち女性359名)

(2) 2020年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)

申込者数: 28,521名 (うち女性11,035名)

最終合格者数: 6,031名 (うち女性2,209名)

公安委員会	「犯罪被害者週間」	令和2年10月22日
説明資料No. 4	中央イベント等の開催について	長官官房

1 開催の趣旨

犯罪被害者等が置かれている状況等について国民の理解を深めるため、犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）にあわせた広報啓発事業として、警察庁主催の「犯罪被害者週間」中央イベントを開催

※ 新型コロナウイルス感染症の情勢に鑑み、参加者を半数以下（約125名）に減員するほか、YouTubeを利用したライブ配信を実施

※ 今年度から中央イベントにおいて、警察庁主催「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール表彰式を実施

2 日時、会場

令和2年11月27日（金） 午後1時15分

東京ウィメンズプラザホール（東京都渋谷区）

3 概要

(1) 表彰式

犯罪被害者等に関する標語及び作文コンクールの優秀作品に対して、国家公安委員会委員長賞等の表彰を実施

(2) 講演

犯罪被害者御遺族による講演

(3) パネルディスカッション

犯罪被害者御遺族、自治体職員及び民間被害者支援団体相談員のパネリストが、「社会全体で犯罪被害者等を支えていくために」をテーマに討議

4 その他

11月18日（水）に長崎県で、12月1日（火）に岐阜県で地方大会を開催予定

1 経緯

少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること等について調査審議するため、平成29年2月に法制審議会に設置された少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会の第29回会議(本年9月9日)において、要綱(骨子)が採決された。

2 要綱(骨子)の概要

18歳及び19歳の者について、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべき(その位置付けや呼称は今後の立法プロセスにおける検討に委ねる。)であり、以下のとおり、罪を犯したこれらの者に対する処分及び刑事事件の特例等を設ける。

(1) 家庭裁判所への送致

検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料する場合には、家庭裁判所に送致。

(2) 手続・処分

ア 原則逆送となる対象事件について、現行の「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件(犯行時16歳以上)」に、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑(懲役及び禁錮を単一化したもの)に当たる罪の事件(犯行時18歳又は19歳)」を追加し、その範囲を拡大。

イ 家庭裁判所は、検察官送致又は不処分の場合を除き、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で処分(保護観察(仮称)、保護観察(仮称)で遵守事項違反があった場合に処遇施設収容することができるもの又は処遇施設送致)を実施。

(3) 刑事手続の特例等

ア 18歳又は19歳の者の被疑事件の被疑者は、逆送の決定があった場合を除き、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

イ 18歳又は19歳のとき罪を犯した者については、当該罪により公判請求された場合を除き、推知報道の制限を適用。

3 今後の予定

本年10月29日(木)に開催予定の法制審議会総会における議決を経て、法務大臣に要綱(骨子)を答申。

公安委員会 説明資料No. 6	特殊詐欺に利用された固定電話番号に 係る利用停止等の対策の運用状況 について	令和2年10月22日 刑 事 局
<p>1 要旨</p> <p>特殊詐欺の犯行に「03」等の固定電話番号が多く悪用されている現状に対応するため、犯行に利用された固定電話番号について、警察の利用停止要請に基づき、固定電話番号を提供する主要な電気通信事業者が利用停止するほか、利用停止措置の対象となった事業者に対しては、一定の基準により新規番号の提供を拒否するなどの対策を、令和元年9月から運用</p> <p>2 運用の実績</p> <p>本施策を通じて、これまでに特殊詐欺に利用された固定電話番号約3,300件を利用停止したほか、当該番号の供給に関わった電話転送サービス事業者11社に対する新規番号の提供拒否を実施（令和2年9月末現在）。本年1月から9月までの期間における特殊詐欺の認知件数は前年同期と比べると2,208件（約18%）減少</p> <p>3 課題等</p> <p>新規番号の提供が停止された後も、既保有の犯行利用番号の提供を継続している事業者が残存</p>		